

返還承諾書

私は、就学援助を受給するにあたり、下記事項について承諾いたします。

記

- ・新入学用品費の入学前支給を申請し認定された場合、翌年度の再判定によって不認定になった場合は、支給された新入学用品費を全額返還すること。
- ・返還期限は7月末日とすること。

津南町教育委員会
教育長 島田 敏夫 様

令和 年 月 日

承諾者

住所

氏名

印

電話番号